

## ○安八町高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

安八町高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、公共用水域の水質の改善を図るため、町が行う高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、安八町補助金等交付規則（昭和58年規則第14号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが11当たり20mg（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 窒素又はリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 前号に規定する合併処理浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が11当たり20mg（日間平均値）以下又は総リン濃度が11当たり1mg（日間平均値）以下の処理する機能を有するものをいう。

イ 窒素及びリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 第1号に規定する合併処理浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が11当たり20mg（日間平均値）以下及び総リン濃度が11当たり1mg（日間平均値）以下の処理する機能を有するものをいう。

ウ BOD除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 BOD除去率97%以上、放流水のBODが11当たり5mg（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

- (3) 住宅 主に居住を目的とした住宅（共同住宅及び長屋建て住宅を除く）又は居住の用に供する部分と事務所、店舗、その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）をいう。

(補助対象)

第3条 町長は、次の各号に定める地域内において、処理対象人員10人以下で住宅に設置後の維持管理の責任が明らか高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域
- (2) 下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域
- (3) 予定処理区域内で供用開始後に設置するもので、既設下水道管より100m以上敷設が必要な地域

2 前項に規定する合併処理浄化槽は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものとして、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること
- (2) 社団法人全国浄化槽連合会（以下「全浄連」という。）の機能保障制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保障制度の登録を受けていること

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに高度処理型合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）を設置しようとする者
- (2) 住宅を借りている者が、その住宅に設置する場合で、賃貸人の承諾を得られない者
- (3) 販売又は展示の目的で住宅を建築し、合併処理浄化槽を設置する者及び購入した者
- (4) 補助金交付内定通知をする前に工事に着手した者
- (5) 町税その他町に属する債権を滞納している者
- (6) 既存住宅の除去により新たな住宅を建築し、合併処理浄化槽を設置する者
- (7) その他町長が適当でないと認めた者

(補助金)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用であつて、別表1から

別表3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ第2欄に定める額を限度とする。補助金の交付決定には、次に掲げる事項が条件として付されているものとする。

(1) 補助金を交付する場合にあつては、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

オ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は

- 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助金交付申請）

第5条 第3条に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、第6号から第8号までに掲げる書類については、全浄協、全浄連又は岐浄連の登録浄化槽の場合に限る。

- （1） 申請者が住宅等を借りている者であるときは、賃貸人の承諾書
- （2） 設置場所の案内図
- （3） 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し及び建築確認済証の写し
- （4） 浄化槽工事請負契約書の写し及び見積書の写し
- （5） 浄化槽設備士免状の写し
- （6） 全浄協登録証の写し
- （7） 全浄協登録浄化槽管理票C表
- （8） 全浄連の機能保障登録証又は岐浄連の生涯機能保障証登録証
- （9） 誓約書（別記様式第2号）
- （10） 同意書（別記様式第3号）
- （11） その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、

町長は、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金交付却下通知書（別記様式第5号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、完了予定の日の前日又は当該年度の3月28日のいずれか早い日まで町長に報告し、指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し
- （2） 浄化槽保守点検、清掃業者との業務委託契約者又はそれに代わる書類の写し
- （3） 浄化槽チェックリスト
- （4） 浄化槽施工工事写真一式（施工基準によるもの）
- （5） 請求書又は領収書の写し
- （6） その他町長が必要と認める書類

（完成検査）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、現場において合併処理浄化槽の設置状況の完成検査を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による完成検査に応じなければならない。

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による完成検査後、補助事業の成果が、補助金交付申請書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記様式第9号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し等）

第12条 町長は、補助金の確定通知又は補助金の交付を受けた者が、この要綱に反する行為があると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年要綱第33号）

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

別表1（第4条関係、窒素又はリン除去型）

1 人槽区分	2 補助限度額
5人槽	384,000円
6～7人槽	462,000円
8～10人槽	585,000円

別表2（第4条関係、窒素及びリン除去型）

1 人槽区分	2 補助限度額
--------	---------

5人槽	528,000円
6～7人槽	693,000円
8～10人槽	963,000円

別表3（第4条関係、BOD除去型）

1 人槽区分	2 補助限度額
5人槽	489,000円
6～7人槽	654,000円
8～10人槽	903,000円

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所 安八町 番地  
氏 名 印  
電話番号

補助金交付申請書

年度において、高度処理型合併処理浄化槽（以下「合併浄化槽」といいます。）を設置したいので、安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	安八町 番地の
2 合併浄化槽の形式・人槽	<input type="checkbox"/> 窒素又はリン除去型 人槽 <input type="checkbox"/> 窒素及びリン除去型 人槽 <input type="checkbox"/> BOD除去型 人槽
3 交付申請額	金 円
4 住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅（延床面積 . m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 併用住宅 （居宅部分 . m <sup>2</sup> ・その他 . m <sup>2</sup> ）
5 住宅及び敷地の所有区分	住宅 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 借家 敷地 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 借家
6 工事着工予定年月日	年 月 日
7 工事完了予定年月日	年 月 日
8 合併浄化槽設置工事の施工業者	住所又は所在地  電話番号 氏名又は名称  登録（届出）番号

（添付書類）

安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所 安八町 番地  
氏 名 印  
電話番号

誓 約 書

安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けるに当たり、  
下記のとおり誓約します。

記

- 1 設置後は、法定点検・保守点検・清掃等高度処理型合併処理浄化槽の適切な管理を行います。
- 2 補助金の申請内容に変更がある場合は、速やかに届出をします。
- 3 この誓約書は、この誓約に係る高度処理型合併処理浄化槽を管理する者が変更した場合においては、変更後の管理者に必ず継承することとします。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所 安八町 番地  
氏 名 印  
電話番号

同 意 書

安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請しました件について、同要綱第3条に定める補助対象者であることを確認するため、私及び私の同居している家族等の町税その他町に属する債権の収納状況に関する調査することを同意し、その調査に関する証明の一切の権限を委任します。

別記様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

安八町長 〈氏 名〉 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件等
  - (1) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。  
補助事業者は、上記期限までに補助事業を完了することができないときは、上記期限の前日又は当該年度の3月28日のいずれか早い日までに町長に届け出て、その承諾を受けなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。
  - (3) この誓約書は、この誓約書に係る高度処理型合併処理浄化槽を管理する者が変更した場合においては、変更後の管理者に必ず継承すること。
- 3 実績報告  
補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別記様式第7号）を町長へ提出しなければならない。
- 4 補助金交付決定の取り消し、返還  
町長は、補助金の交付決定通知又は補助金の交付を受けた者が、この要綱に反する行為があると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 5 工事の施工  
別添（安八町合併処理浄化槽の施工基準）により施工する。

(別添)

### 安八町合併処理浄化槽の施工指導基準

#### 1 目的

この工事施工申請及び工事施工基準は、国及び県の合併処理浄化槽補助制度と、合併処理浄化槽補助制度を進める上で、その施工申請及び施工方法が適切に遂行されるよう指導し、工事施工については、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等に関する省令1条に基づくほか次によるものとする。

#### 2 工事施工申請

工事施工申請及び工事については全て浄化槽設備士の監督のもとに役場担当者と協議しながら行うこと。

- 1) 浄化槽新設施工申請書（浄化槽設置通知書及び浄化槽設置届出書）
- 2) 浄化槽施工計画施工業者は、合併処理浄化槽、配管材料、排水管路、浄化槽埋設地の状況、各専用問題等、事前に役場担当者（排水管路の状況によっては、産業建設課）と綿密に協議すること。

#### 3) 浄化槽設置工事

浄化槽施工業者は、合併処理浄化槽を設置する際、次の各工程で浄化槽設備士の立ち会い確認を得てから工事を進めて行くこと。

- ① 掘削・床掘 土量及び土質、掘削状況
- ② 基礎工事 基礎（基礎地盤の確認、基礎工事方法の確認）  
ベースコンクリート打ち込み状況及びベースコンクリート厚、配筋状況
- ③ 据え付け工事 水平状況、嵩上げ、埋め戻し状況、漏水の有無
- ④ 埋設工事 スラブコンクリート打ち込み状況及びスラブコンクリート厚、配筋状況

#### 4) 工事写真（工事写真黒板を入れること。）

- ① 掘削・床掘 合併処理浄化槽単体（スケール使用）掘削前、掘削状況、掘削後（スケール使用）使用機械、それぞれの数量の確認ができるもの、複数枚
- ② 基礎工事 ベースコンクリート打ち込み状況、ベースコンクリート厚、配筋状況
- ③ 据え付け工事 水平状況（水準器使用）据え付け状況埋設工事砂による埋め戻し状況、水締め状況、スラブコンクリート打ち込み状況及びスラブコンクリート厚、スラブコンクリート型枠、配筋状況
- ④ 排水管理設 埋設状況（各ポイントごとに水準器を入れる）  
水道管理設工事に準ずること。  
排水管理設が官地を占用する場合、産業建設課の指示

により写真をとること。

#### 5) 完了検査

工事終了後は、ただちに役場担当者の検査をうけること。

#### 6) 浄化槽工事業者の資格

浄化槽工事業者登録・届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録・届出番号	知事（登・届）第 号

登録・届出年月 日	年      月      日
浄化槽設備士氏 名	

### 3 工事施工基準

#### 1) 掘削

ア. 掘削場所（浄化槽設置場所）が家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合、原則として2m以上離すこと。

イ. 家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合、原則として2m以上離すことが出来ない場合は、建物の基礎側に鉄筋コンクリートの擁壁を設置すること。

ウ. 掘削（床堀）する面積は、浄化槽の外形より少し大きい穴を掘り、地山をいためないよう必要以上の穴を掘らないこと。

エ. 土質や地下水の状況によっては、役場担当者と協議をして適切な工法をとること。

オ. 穴を掘った後は、浄化槽設備士の立会を受け、土量、土質、基礎工事の確認を得ること。

カ. 地下埋設物には十分注意すること。

#### 2) 基礎工事

ア. 基礎工事は、浄化槽の据付に非常に影響するので、基礎の水平や据付後のレベルには十分注意すること。

イ. 普通地盤の時は、床掘地盤より砕石30-0を15cm敷き、床固めしたのち、

浄化槽底部より20cm程広い面積で厚10cmのコンクリートを投入し、その上に異径鉄筋D-30を縦、横15cmピッチで配筋し、その上厚5cmのコンクリートを投入すること。

ウ. 掘削深さが大きすぎた場合は、砕石層の厚さで調整すること。

エ. 軟弱地盤の時は、役場担当者と協議をして、必要があるときは基礎工事内容を変更することがある。

#### 3) 据付工事

ア. 浄化槽の据付工事は、一番大切な作業であるから慎重に行うこと。

イ. 浄化槽の据付は、コンクリートが固まってからホウキ等で基礎の上を履いてから据付けること。

ウ. 浄化槽に傷等が無いか確認すること。

エ. 浄化槽内に土砂が入らないようにすること。

オ. 浄化槽底部には土砂等の突起物がないかを確認し、浄化槽の水平に十分注意し施工すること。

カ. 水準器のセット位置は各槽のマンホール内で縦、横、2方向の水平を確認すること。

キ. 浄化槽の埋戻しは全て洗砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等しく洗砂を入れ水締めを十分行う。

ク. スラブコンクリートについて、浄化槽の浮上防止や、過大加重の危険性がある場合は、役場担当者と十分協議して施工すること。

ケ. スラブコンクリートの面積、厚さ、配筋については、個々の現場において条件が異なることから、浄化槽設備士と協議して決定すること。

コ. 高上げは30cmまでとし、それ以上になる場合には維持管理が容易にできるようコンクリートのピットを浄化槽マンホールの周囲に設けること。

サ. ピットの上面には、縞鋼板で蓋をすること。

シ. ピット擁壁の厚みは擁壁に作用する土厚に応じて決めること。

#### 4) 電気工事

ア. ブロワーの据付は水平、垂直を正しく保ち、堅固に取り付けること。

イ. ブロワーの設置場所は、雨、積雪等に影響されない場所で、維持管理上便利な場所にする。

ウ. ブロワー基礎は地上10cm以上とし、ブロワー台の外寸より5cm大きくコンクリートを打つこと。

エ. ブロワーのアースは必ず行うこと。

#### 5) 排水管工事

ア. 排水管材料は下記のように使い分けること。

宅地内	私道内	官地・公道
ビニール管 (VU)	ゴムリング付き ビニール管 (VU)	鋼管(さや管) ビニール管 (VP)

官地・公道配管工事については、占用問題も含めて、役場担当者と十分協議すること

イ. 配管勾配は、流入・流出とも 1 / 管径(mm)の勾配がとれるよう考慮すること。

ウ. 官地内配管であっても加重がかかる場合は、ビニール管(VU)からビニール管(VP)にすること。

#### 6) ポンプアップ工事

ポンプの選定に当たっては口径40mm以上とし、揚程は排水溝の水位高さを確認し、十分な余裕を見ること。

#### 7) 施工悪例

次に掲げる工事は絶対しないこと。

浄化槽本体 ①家屋の基礎下に設置 ②埋戻しに石等堅い物を混入  
③水平不良 ④流入管・流出管を逆勾配に配

管

⑤基礎コンクリートを打たない  
⑥配管工事における雨水桝の使用

別記様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

安八町長 〈氏 名〉 印

補助金交付却下通知書

年 月 日付で申請のあった安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金については、下記の理由により却下することに決定したので、通知します。

記

理 由

別記様式第6号（第7条関係）

年 月 日

安八町長 様

補助事業者 住 所 安八町 番地  
氏 名 印  
電話番号

変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付内定を受けた安八町高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（ 理 由 ）

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

安八町長 様

補助事業者 住 所 安八町 番地  
氏 名 印  
電話番号

事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付内定を受けた安八町高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- |   |          |   |   |   |   |
|---|----------|---|---|---|---|
| 1 | 補助金交付内定額 | 金 |   |   | 円 |
| 2 | 事業完了年月日  |   | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 浄化槽使用年月日 |   | 年 | 月 | 日 |

〈添付書類〉

- (1) 法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し
- (2) 浄化槽保守点検、清掃業者との業務委託契約者又はそれに代わる書類の写し
- (3) 浄化槽チェックリスト
- (4) 浄化槽施工工事写真一式（施工基準によるもの）
- (5) 請求書又は領収書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

別記様式第8号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

安八町長 〈氏 名〉 印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで事業実績報告のあった安八町高度処理型合併  
処理浄化槽設置事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通  
知する。

記

補助金交付確定額 金 円

別記様式第9号（第11条関係）

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった  
安八町高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所 安八町 番地  
氏 名 印

安八町長 〈氏 名〉 様

【注意】

補助金の支払いは口座振替（普通口座に限ります）としますので、必ず下欄  
に記入してください。

金融機関名称 及び店名	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農協
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

- 別記様式第1号 (第5条関係)
- 別記様式第2号 (第5条関係)
- 別記様式第3号 (第5条関係)
- 別記様式第4号 (第6条関係)
- 別記様式第5号 (第6条関係)
- 別記様式第6号 (第7条関係)
- 別記様式第7号 (第8条関係)
- 別記様式第8号 (第10条関係)
- 別記様式第9号 (第11条関係)